特記仕様書（共通）

1　業務名及び内容

「窓口案内システム導入」の内容は、（１）「窓口案内システム機器」、（２）「窓口案内システム機器保守業務（３６ヶ月保守)」、（３）「混雑状況配信サービス利用（３６ヶ月利用料)」の３つを合わせたものとする。

なお、本入札は（１）「窓口案内システム機器」～（３）「混雑状況配信サービス利用（３６ヶ月利用料)」にかかる費用の合計金額（税抜）にて行うものとして、入札書に入札内訳書を添付すること。

契約書の作成は、（１）「窓口案内システム機器」、（２）「窓口案内システム機器保守業務（３６ヶ月保守)」、（３）「混雑状況配信サービス利用（３６ヶ月利用料)」に分けて作成すること。

2　設置の目的

役場本庁舎１階の窓口案内システムの導入にあたり、混雑緩和及び待ち時間解消を目的とした機能拡充（待ち時間の目安表示、スマートフォンへの呼び出しお知らせ、複数業務の同時受付）により役場来庁者の利便性の向上を図る。

3　業務（契約）期間

（１）窓口案内システム機器

契約締結日から令和９年３月３１日（納入期限）

（２）窓口案内システム機器保守業務（３６ヶ月保守）

契約締結日から令和９年３月３１日（システム稼働月から３６ヶ月分）

（３）混雑状況配信サービス利用（３６ヶ月利用料）

契約締結日から令和９年３月３１日（システム稼働月から３６ヶ月分）

4　導入スケジュール

・窓口案内システム導入：令和９年２月２８日
・納品物の最終検品：令和９年２月２８日
・窓口案内システムの使用開始：令和９年３月１日

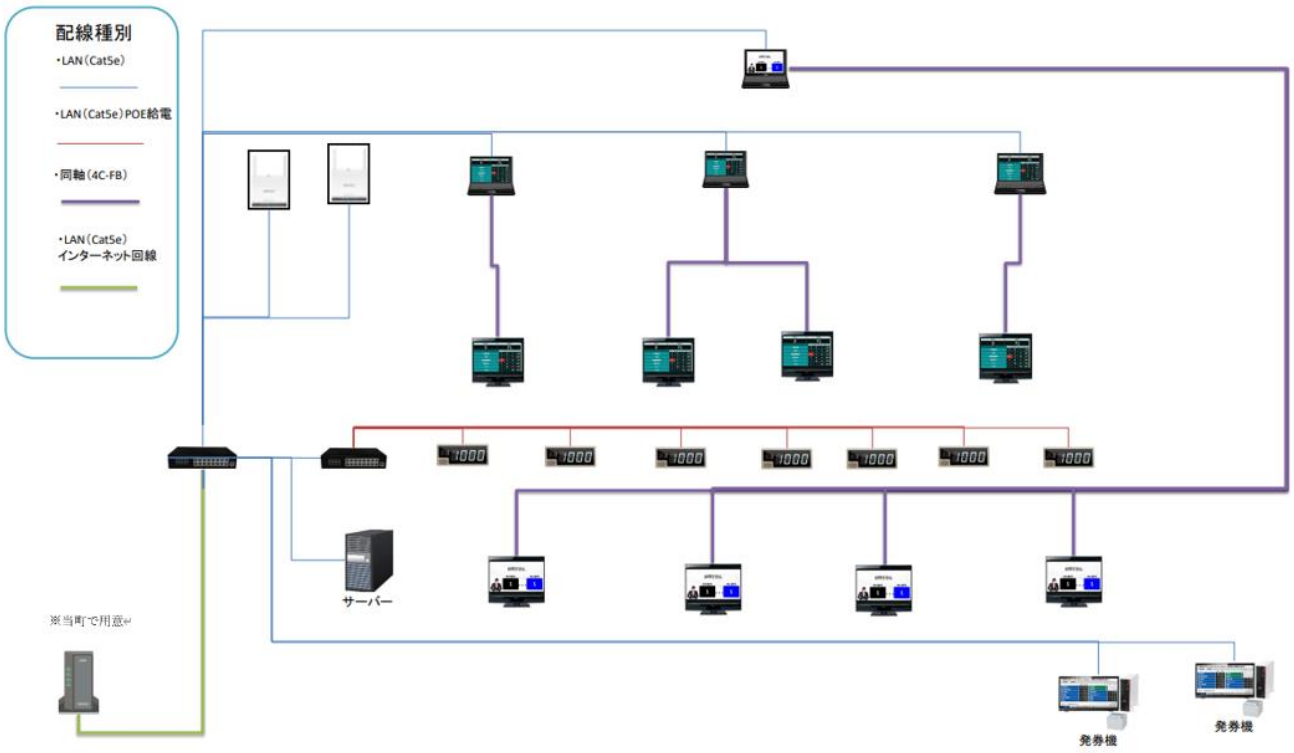
上記は目安であり、契約期間を定めるものではありません。

5　業務履行・資機材の設置場所

御代田町役場本庁舎　１階窓口（税務課、町民課、保健福祉課）
御代田町大字馬瀬口１７９４番地６

6　構築イメージ

構築イメージは一例であるため、異なる場合も本特記仕様書の内容を満たしているものであれば認めることとする。



7　留意事項

（１）受注者は、本件における提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起きることのないよう、必要な措置を講ずること。

（２）受注者は、発注者が提供する資料等について、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。

（３）受注者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守すること。

（４）本仕様書に明示のない事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定するものとする。